

松茂町「松のころ」ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「松のころ」ロゴマーク（以下「本マーク」という。）を適正かつ効果的に活用し、松茂町の知名度向上を図るとともに、本マークを活用した商品を「松のころ商品」として位置づけ、普及させることで、松茂町のイメージアップにつなげることを目的として、本マークを使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「松のころ商品」とは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 町内で生産され、又は製造される農産物、水産物及びその加工品であること。
- (2) 町内で生産される原材料を使用して生産又は製造されるものであること。
- (3) 松茂町にゆかり、いわれ、歴史的つながり等を有するものを使用して生産され、又は製造されるものであること。

(権利)

第3条 本マークの使用に関する権利は、町が所有する。

(使用の許可)

第4条 本マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、松茂町「松のころ」ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本マークの使用を許可する。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 松茂町総合計画のほか、町の保有する計画に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるものに使用するとき。
- (5) 賭博又はギャンブル（宝くじ及び公営競技に係るものを除く。）に係るものに使用するとき。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動を支援し、若しくはそれらを公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 青少年の健全育成にとって有害である、又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (9) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (10) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (11) 別図に掲げる本マークの標準型の図柄からデザインを変更し、改変するとき。ただし、

著作権者である町に協議し、事前に許諾を得たものは除く。

(12) 立体物であるとき。ただし、著作権者である町に協議し、事前に許諾を得たものは除く。

(13) その他町長が使用について不適當であると認めたとき。

(使用申請の省略)

第5条 次に掲げる団体等が前条第2項各号に反しない行為を行う場合については、申請を要しない。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関（報道の目的で使用する場合に限る。）

(3) その他町長が認める団体等

(使用者の遵守事項)

第6条 本マークの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用し、かつ、町長が指示する使用条件に従い使用すること。

(2) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本マークの機能を損なうことのないように努めること。

(3) 当該許可を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供させないこと。

(4) 本マークと誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用をしないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 商品等は、完成後速やかに、町長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状が分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

2 使用者の申請情報については、原則として町ホームページで公開するものとする。

(使用の有効期間)

第7条 本マークの使用期間は、申請書の提出日から2年が経過した後の年度末までとする。ただし、使用者から使用中止の届出がない限り、自動的に更新するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 使用者は、申請情報の変更し、又は中止をしようとするときは、松茂町「松のころ」ロゴマーク使用変更(中止)申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(本マークの表示条件及び表示方法)

第9条 本マークは、第2条の要件を満たすものを生産し、又は製造する農業者、水産業者又は製造加工業者が次の各号のいずれかの表示をする場合に使用できるものとする。

(1) 松のころ商品を収める容器又は包装紙への表示(シールに印刷し商品等に貼付表示し、又は容器及び包装紙に直接印刷表示することができる。)

(2) 松のころ商品の販売場所、ホームページ上で行う広告宣伝のための表示

(3) 松のころ商品の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示

(4) その他町長が認めるもの

(是正勧告)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、是正勧告を行うことができる。

- (1) 使用者がこの要綱によらず、本マークを使用した場合
- (2) 松のころ商品の趣旨が損なわれると認められる場合
- (3) 使用者の登録内容に虚偽があると認められた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めた場合

(事故及び苦情の処理)

第11条 本マークを使用した商品等に係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が処理しなければならない。

- 2 事故等については、速やかに、町長に報告しなければならない。
- 3 事故等については、町長は、その責めを負わないものとする。

(調査及び報告)

第12条 町長は、本マークの使用者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、本マークに係る商品等の提出を求め、若しくは立ち入り等の調査を行い、又はその他指示をすることができるものとする。

- 2 本マークの使用者は、町長から求められた場合には、その使用実態の報告を行わなければならない。

(使用登録の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、その使用を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第10条による是正勧告に従わない場合
- (2) 使用者が前条第1項による調査、指示等に従わない場合
- (3) 使用者が前条第2項による報告の求めに従わない場合
- (4) 使用者からの前条第2項の報告の内容に問題があると認められる場合
- (5) 本マーク使用の実態が認められず、今後も使用することが見込まれない場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本マークの使用につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(別図)

徳島・松茂町

松  の
こころ

誇れるとっておきの印

松茂町「松のころ」ロゴマーク使用申請書

松茂町長 殿

申請者 住所
氏名

松茂町「松のころ」ロゴマークを、下記のとおり使用したいので、松茂町「松のころ」ロゴマーク取扱要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

商品名又は使用物	
使用方法	
連絡先 (担当者・電話番号)	
添付書類	(1) 企画書（レイアウト・スケッチ等内容の分かるもの） (2) その他参考となるもの

■申請情報の公表（□にチェック）

上記申請情報（ロゴマークの使用状況を確認できる写真等も含む。代表者氏名、担当者氏名は除く）を公開（町ホームページ等に掲載）することに同意します。→

（公開に支障がある場合の理由： _____）

松産第 _____ 号
年 月 日

「松のころ」ロゴマーク使用許可証

申請のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

許可証の有効期間 自： _____ 年 月 日 至： _____ 年 月 日

条 件

1. 許可内容は、松茂町「松のころ」ロゴマーク使用申請書のとおりとすること。
2. ロゴマークの使用に関しては松茂町「松のころ」ロゴマーク取扱要綱を遵守すること。

松茂町長

松茂町「松のころ」ロゴマーク使用変更（中止）申請書

松茂町長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日松産第 号で許可のあった件について、下記のとおり変更（中止）したいので、松茂町「松のころ」ロゴマーク取扱要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更（中止）の内容

2. 変更（中止）の理由

3. 添付書類

- (1) 企画書（レイアウト・スケッチ等変更内容の分かるもの）
(2) その他参考となるもの

松産第 号
年 月 日

「松のころ」ロゴマーク使用変更（中止）許可証

申請のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

既許可証の有効期間 自： 年 月 日 至： 年 月 日

条 件

1. 許可内容は、松茂町「松のころ」ロゴマーク使用変更（中止）申請書のとおりとすること。
2. ロゴマークの使用に関しては松茂町「松のころ」ロゴマーク取扱要綱を遵守すること。

松茂町長